

## 埋戻工の品質管理に関する特記仕様書

本工事で施工する管路埋戻工については、島根県公共工事共通仕様書第12編下水道編第1章管路第3節管きょ工（開削）12-1-3-3管路土工を遵守すること。

また、本工事に使用する埋戻材料については、島根県土木部が定める「公共工事共通仕様書施工管理基準」第2項品質管理基準(案)、20道路土工・材料に規定する試験結果（土の締め固め試験[JIS A 1210]：必須）を監督職員へ提出すること。

なお、「建設発生土の利用又は搬出に関する特記仕様書」において、発生土の利用が明記されている場合は、その埋戻材料の試験結果を確認するとともに埋戻材料として適正であるか監督職員と協議すること。

埋戻工の施工管理として、路床及び路体について「砂置換法による土の密度試験[JIS A 1214]を行うこと。

なお、試験位置は監督職員が指定する箇所とし、適正な時期に監督職員の立会を受けて試験を実施すること。

### <品質規格値及び試験基準>

試験項目	試験方法	品質規格値	試験基準
現場密度の測定	砂置換法による土の密度試験 (JIS A 1214)	<路体及び路床> 最大乾燥密度の 90%以上	路体は、1,000m <sup>3</sup> につき1回。路床は500m <sup>3</sup> につき1回の割合で行う。 但し、土量が1,000m <sup>3</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上とする。